

鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務仕様書

1 委託事業名

鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務

2 委託の目的

本委託業務は、本市が令和2年3月に策定した「鳥羽市男女共同参画基本計画（第3期）」の改訂にあたり、上位計画である鳥羽市総合計画や国における各種制度改正の動向を踏まえた上で、これらの計画に係る調査及び計画策定のための業務を行うものである。

3 期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 任務

事業遂行にあたり、次の任務を負うものとする。

- (1) 事業遂行するために、本仕様書に定める業務
- (2) その他事業遂行のために必要な業務

5 予算額

本委託事業の予算額（消費税を含む）は下記のとおりとし、経費見積金額はこの範囲内で提案するものとする。

3, 311, 000円

6 委託業務内容

- (1) 鳥羽市男女共同参画基本計画（計画期間 令和7～11年度）

・ニーズ調査（対象者1,000人（前回の回収率は20%程度））の集計分析
設問業務、調査票の印刷、発送、回収作業は鳥羽市で実施済のため、委託業務に含みません。

- ・鳥羽市男女共同参画審議会（2回程度）の出席進行管理、資料及び議事録の作成
- ・計画案の策定
- ・パブリックコメント（1回）に関する業務

計画素案を令和6年12月に議会で説明した後に、令和7年1月にパブリックコメントを予定している。

- ・成果物の納品

計画書及び計画書概要版の電子データ（1部）

7 事業に要する経費の取り扱い

受託者は、本事業委託にあたり、必要となる消耗品、現地調査等に伴う経費について、準備・負担するものとする

8 資料の貸与

事務局は事業遂行上必要な資料で、事務局が所有している提供可能な資料について貸与する。

この場合、受託者は業務が完了したときに速やかに返却するものとする。

9 連絡調整

受託者は、事業の遂行にあたっては、事務局への適宜来庁、メールの活用など、事務局と密に連絡調整を図らなければならない。

10 契約金額の支払い

すべての事業完了後提出する報告書の内容を確認のうえ、支払うものとする。

11 受託者の遵守事項

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 受託者は、事業の詳細について常に市と連絡を取り、十分な打ち合わせをして、事業目的を達成しなければならない。

(イ) 受託者は事業について知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

12 その他

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、速やかに市と協議の上、市の意図を十分に理解し、事業を遂行するものとする。